

第2次 三沢市食育推進計画



平成29年3月
三沢市

はじめに



「食」は命の源であり、健康で豊かな生活を送るためには欠かせないものです。

食育は、健康の維持、増進とともに、人と人とのつながりを通して心の豊かさを育むなど、私たちの心身両面の健康に深くかかわっています。また、地域の特性をいかした食生活の実践や地域産業への理解を深めるなど、地域の活性化を促進する役割も担っています。

しかしながら近年、社会構造の変化やライフスタイル、価値観の多様化などにより、食を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、三沢市では、市民一人ひとりが健全で豊かな食生活を実践できるよう、平成24年3月に「三沢市食育推進計画」を策定し、家庭、保育施設、学校、地域、関係団体等と連携を図りながら食育に取り組んでまいりました。

こうした取り組みにより、市民の食育に対する関心は徐々に高まってきているものの、肥満や欠食、食品ロス等、食育への関心や理解が、実践には十分に結びついていない状況にあります。

食にかかわる多くの課題が残るなか、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、引き続き食育に関する施策を総合的に推進するため、平成29年度から平成33年度までを計画期間として「第2次三沢市食育推進計画」を策定いたしました。

今後は、三沢市の豊かな農水畜産物を活かした地産地消とあわせた更なる食育を推進するため、市民の皆様にご理解とご協力をお願いいたしますとともに、本計画策定にあたり貴重なご提案やご意見などをいただきました関係機関や団体、市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成29年3月

三沢市長 種 市 一 正

第2次三沢市食育推進計画 目次

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
第2章	食をめぐる現状とこれまでの取り組み	
1	三沢市の状況	2
2	食生活等の現状	4
3	これまでの市や関係団体等の取り組み	12
第3章	第1次計画の成果と課題	
1	第1次計画の成果	17
2	今後の課題	18
第4章	基本理念と目標	19
第5章	施策の推進	
1	重点目標	20
2	食育推進（地産地消推進）の目標値	21
3	重点目標別の各ライフステージにおける取り組み	22
第6章	計画の推進体制	24
	用語解説	25
	参考資料	27

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、食生活の乱れや「食」を大切にする心が希薄になってきています。このような食をめぐる環境の変化を受け、市では「食育基本法」に基づいた「三沢市食育推進計画」を平成24年3月に策定し、市民一人ひとりが健全で豊かな食生活を実践することができる能力を育むべく、家庭、学校、保育施設等、さらに地域において密な連携を図りながら食育を推進してきました。

この結果、市民の健康、食育に対する意識の向上や健康行動への結びつきは少しずつ見られるものの、肥満や欠食、食品ロスなど食に関する様々な課題は依然としてあるのが現状です。

そこで、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、継続して食をめぐる諸問題に的確に対応し、さらに、三沢市の豊かな農水畜産物を活かした地産地消の推進とあわせた、より一層の食育を推進するため「第2次三沢市食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法」第18条第1項に規定される「市町村食育推進計画」及び「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）第41条第1項に規定される「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけます。

また、「三沢市総合振興計画」を上位計画とし、「第2次健康みさわ21計画」や「三沢市子ども・子育て支援事業計画」などの各種計画と整合性を図りながら市の食育を推進していきます。

3 計画の期間

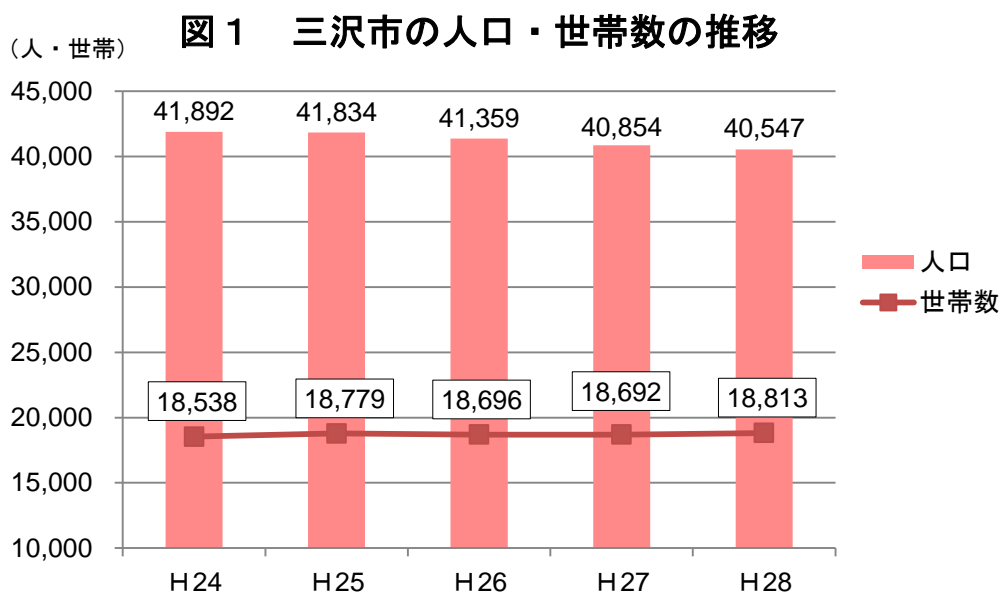
平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより見直しが必要となった場合は関係機関、団体などから意見を得て見直しを行います。

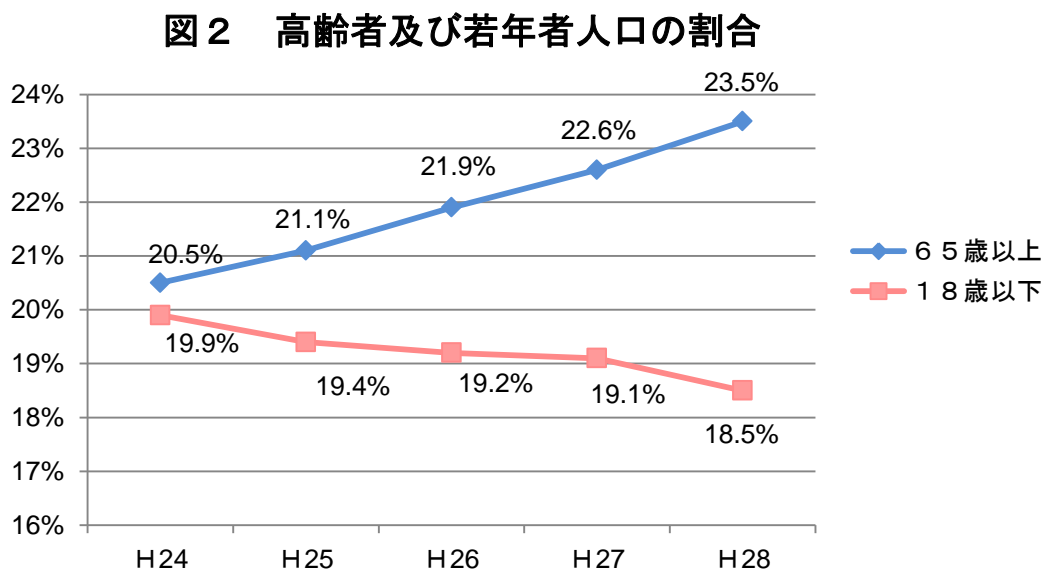
第2章 食をめぐる現状とこれまでの取り組み

1 三沢市の状況

- ① 三沢市の人口は40,547人（平成28年4月1日現在）で、減少傾向にあります。一方、世帯数は横ばいであり、核家族化等で1世帯当たりの人数が減少している様子がうかがえます。（図1）
- ② 全人口に占める高齢者の割合は年々高まる一方、18歳以下の割合は減少してきており、少子高齢化が進んでいます。（図2）
- ③ 女性の就業率は増加しています。（表1）
- ④ 市全体で見る主な死因は悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患で5割以上を占めています。（図3）



※三沢市 市民課統計より



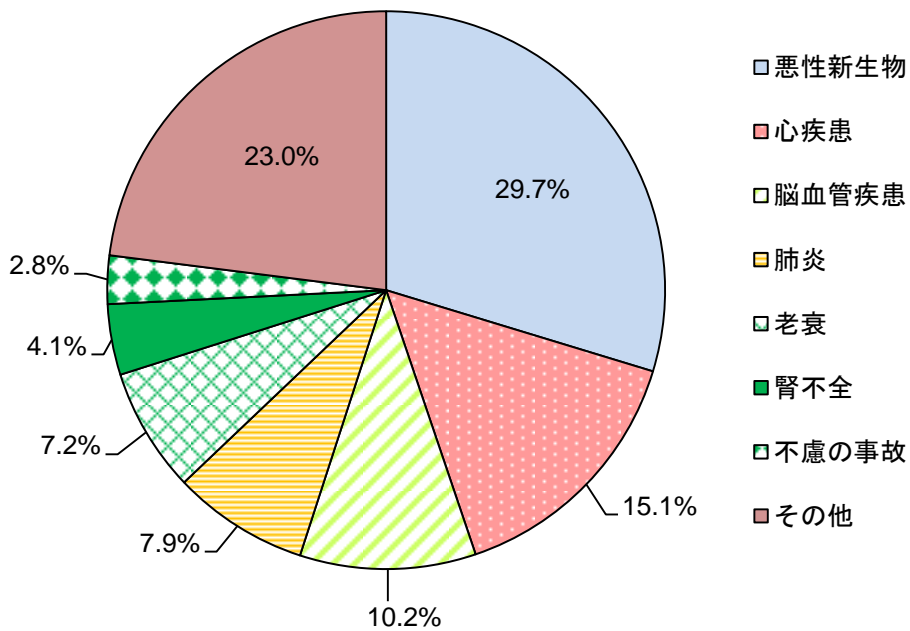
※三沢市 市民課統計より

表 1 女性（15～64歳）の就業率の推移

三沢市	H12	H17	H22
	57.9%	57.4%	58.2%

※平成22年 国勢調査より

図 3 三沢市の主要死因別割合（平成26年）



※平成26年 青森県保健統計年報より

2 食生活等の現状

【乳幼児期】

- ① 子どもに時間を決めて間食を与えている保護者は、1歳6か月児、3歳児ともに増加しています。(図4)
- ② 1日3回以上甘い物を飲食する乳幼児の割合は、1歳6か月児は20%前後、3歳児は10%以下で推移していましたが、平成27年度に健診を受診した1歳6か月児では減少し、3歳児では大幅に増加しました。(図5)
- ③ 虫歯の本数は、1歳6か月児、3歳児どちらも減少傾向にあります。(図6)

図4 時間を決めて間食を与えている保護者の割合

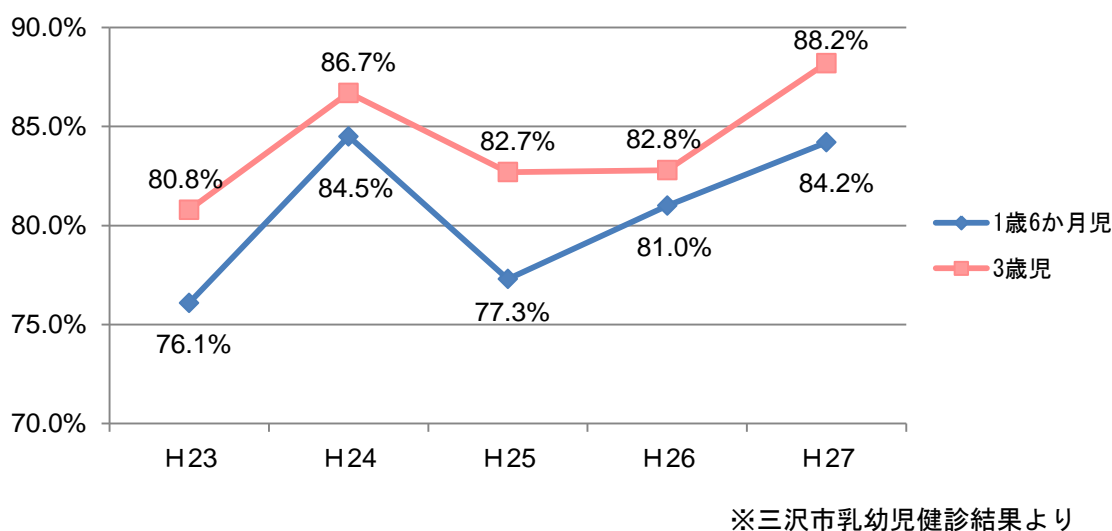


図5 1日3回以上甘い物を飲食する習慣がある乳幼児の割合

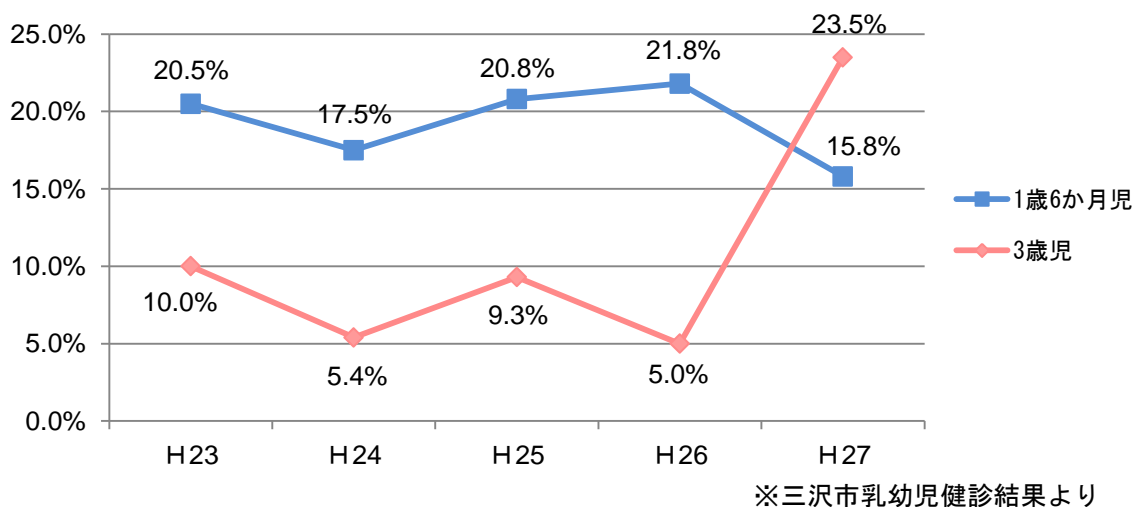
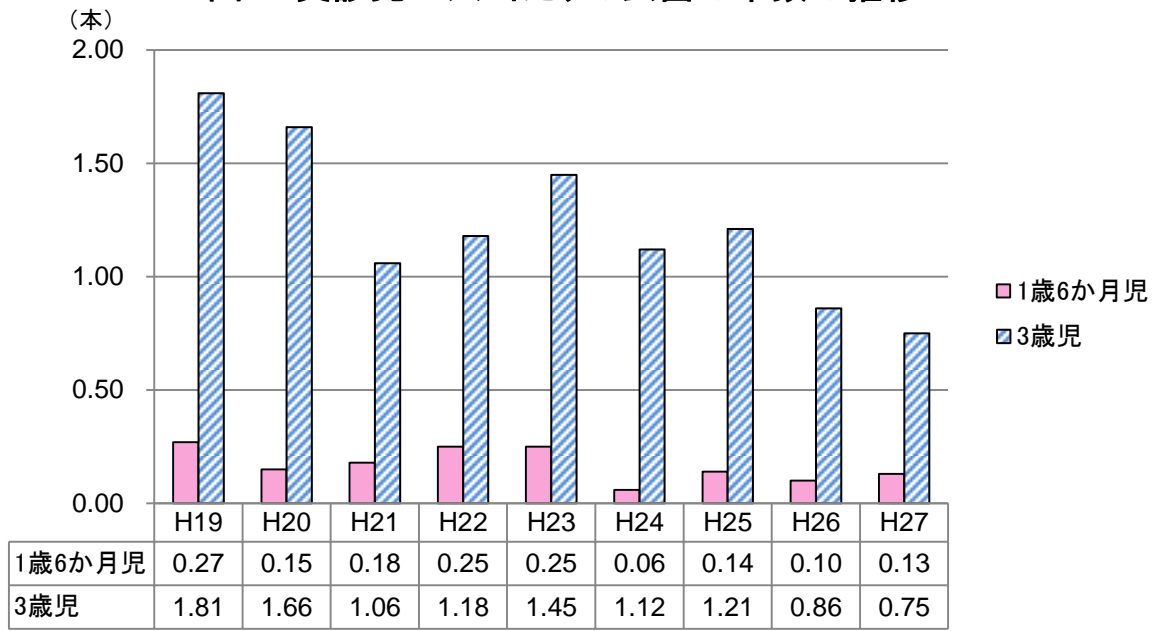


図6 受診児一人当たりの虫歯の本数の推移

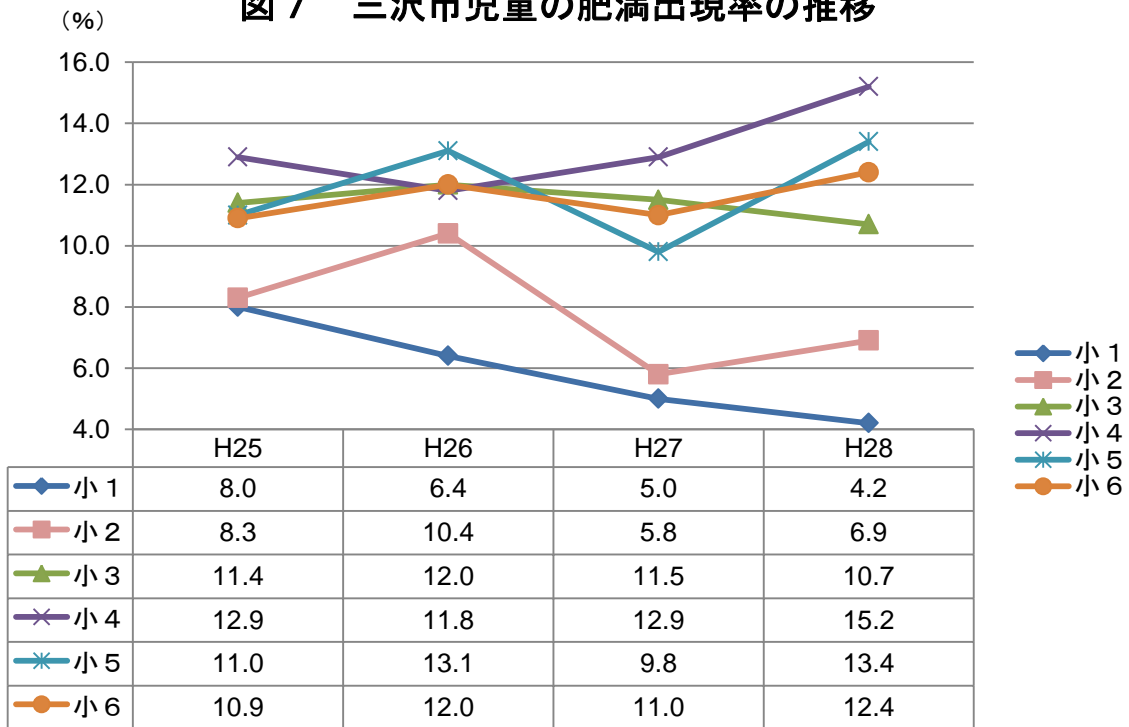


※三沢市乳幼児健診結果より

【学童期】

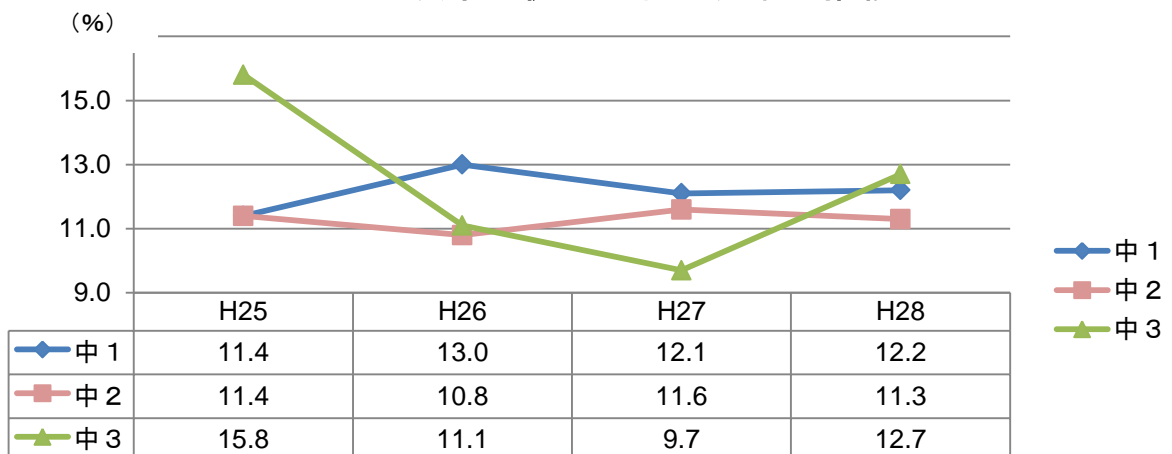
- ① 市内児童生徒の肥満出現率は、小学校高学年では平成25年度から増加傾向にあります。小学校低学年ではやや減少傾向、中学生では横ばいですが、平成27年度時点では全ての学年で全国平均を上回っています（図7、8、9、10）
- ② 朝食を食べない児童生徒の割合は、前回アンケート結果と比較し、小学3年生では増加しています。小学6年生、中学3年生では減少していますが、目標値（P17）には届いていません。また、朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、調査した全学年で減少しています。（図11）
- ③ 朝食時の孤食の割合に関しても、調査した全学年で増加しています。（図12）

図7 三沢市児童の肥満出現率の推移



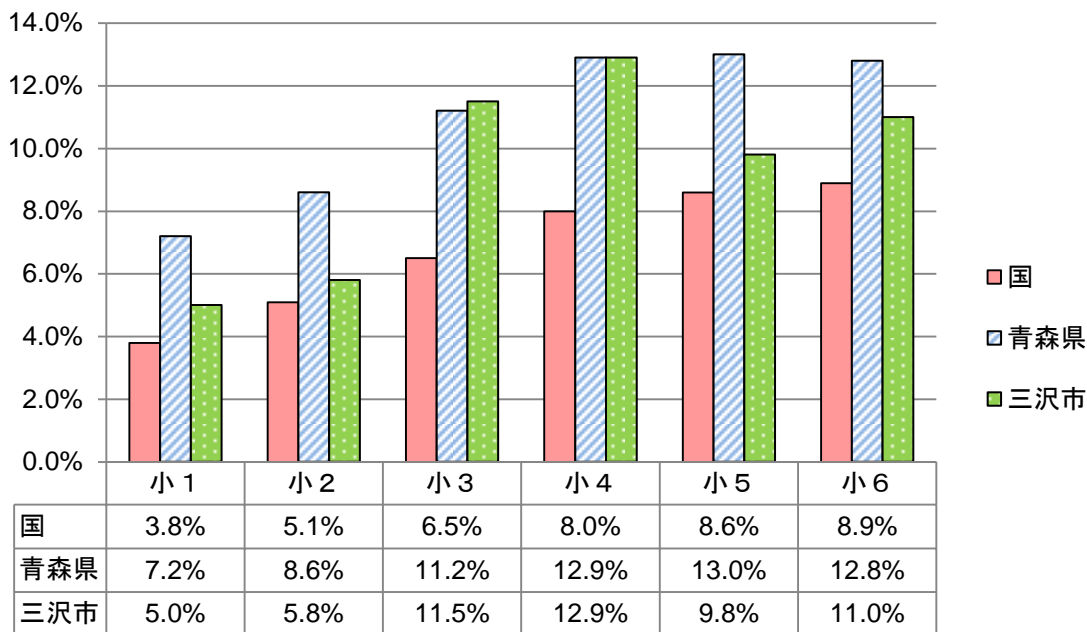
※学校保健調査より

図8 三沢市生徒の肥満出現率の推移



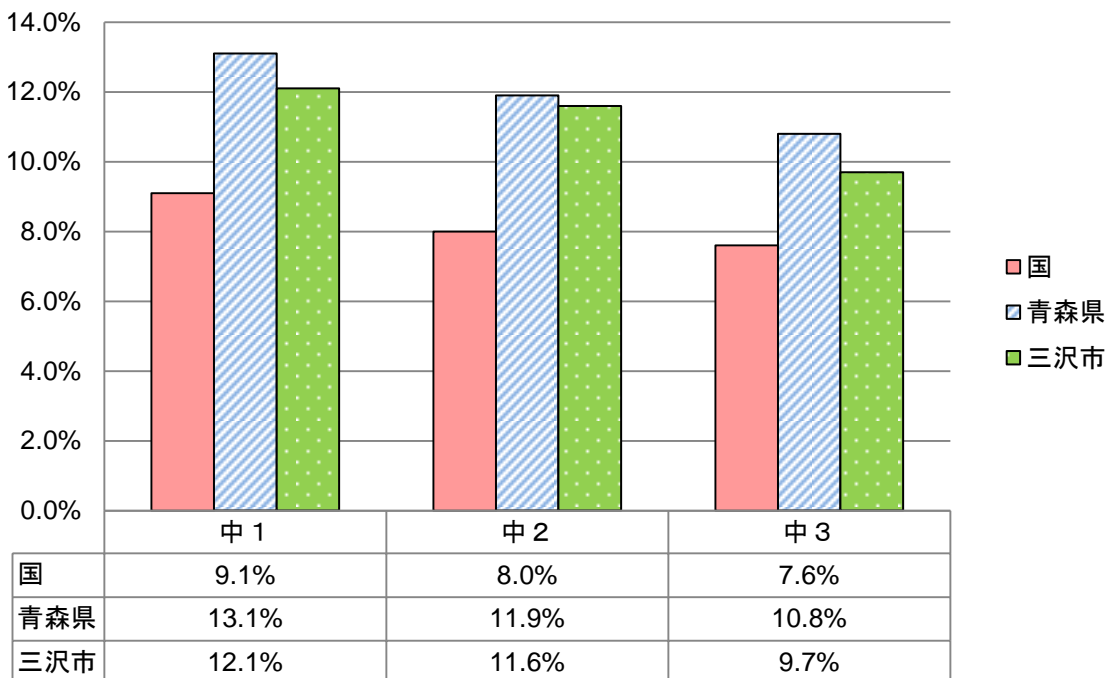
※学校保健調査より

図9 肥満出現率の比較 《小1～小6》（平成27年度）



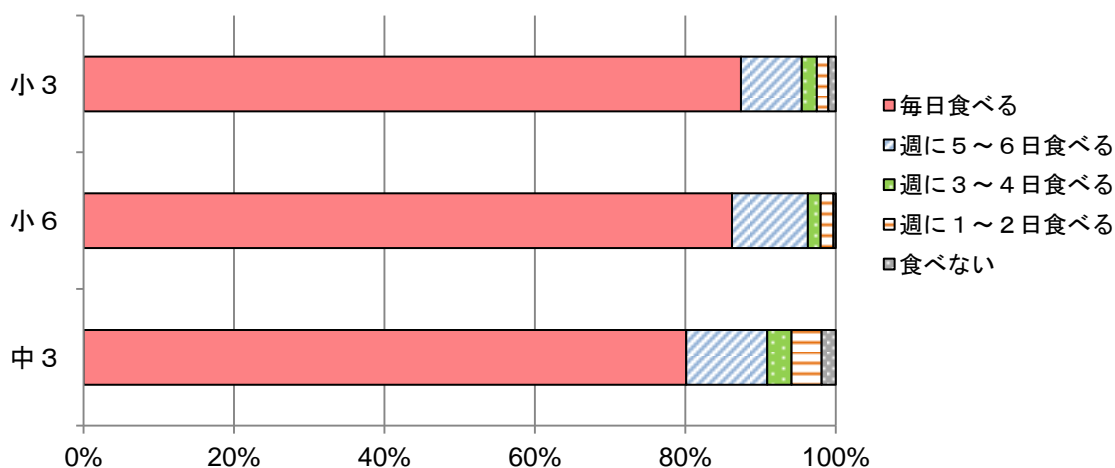
※学校保健調査より

図10 肥満出現率の比較 《中1～中3》（平成27年度）



※学校保健調査より

図 1 1 朝食を食べる割合（平成 2 8 年度）

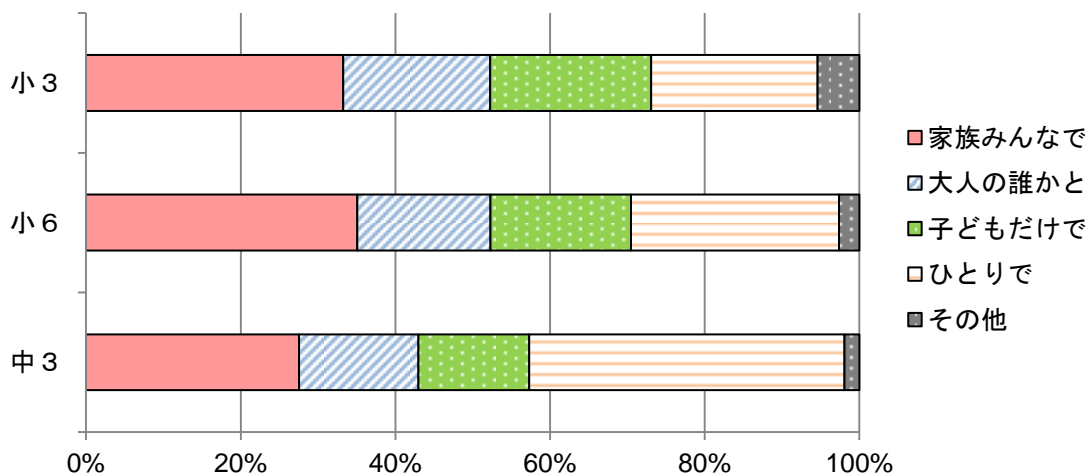


1 週間のうち朝食を食べる割合

	「食べない」の割合		「毎日食べる」の割合	
	H 2 3	H 2 8	H 2 3	H 2 8
小学3年生	0.5%	1.0%	91.6%	87.3%
小学6年生	0.7%	0.3%	86.4%	86.3%
中学3年生	3.1%	1.9%	87.3%	80.1%

※朝食に関するアンケート調査より

図 1 2 孤食の現状<<朝食>>（平成 2 8 年度）



孤食の現状（回答が「ひとりで」の割合）

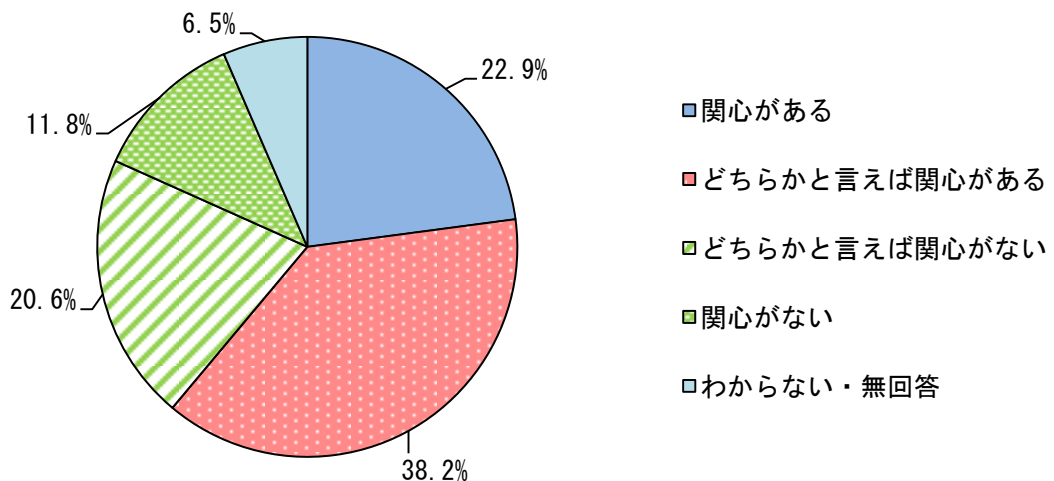
	H 2 3	H 2 8
小学3年生	13.1%	21.1%
小学6年生	20.5%	25.8%
中学3年生	31.7%	40.7%

※朝食に関するアンケート調査より

【成人期】

- ① 61.1%の市民が、「食育に関心がある」「どちらかといえば関心がある」と答えています。(図13)
- ② 「食生活の改善に取り組みたいと思う市民の割合」は55.7%で半数を超えていますが、「野菜を1日350g以上摂れていると思う人の割合」は14.5%です。また、「朝食を食べる人の割合」、「1日3食規則正しく食事をする人の割合」は減少しています。(表2、図14)
- ③ 市民がん検診・特定健診から見る肥満者(BMI25以上の者)の割合の推移では、男女ともに減少傾向にあります。目標値(P18)には届いていない状況です。(図15) 平成26年度時点での国、県の状況と比較すると、男性は国、県平均より高く、女性は県平均よりは低いものの、国平均は上回っています。(図16)
- ④ 「減塩の方法を知っている人の割合」は増加し、あわせて食塩摂取量も減少傾向ですが、国の目標(男性8g、女性7g)には届いていません。(図14、図17)
- ⑤ 「1日1回は家族などで団らんしながら食事をしている割合」は、「している」が半数を超えているものの、36.4%は「していない」と回答しています。(表3)

図13 食育に関心がある市民の割合



※健康みさわ21アンケート調査結果より

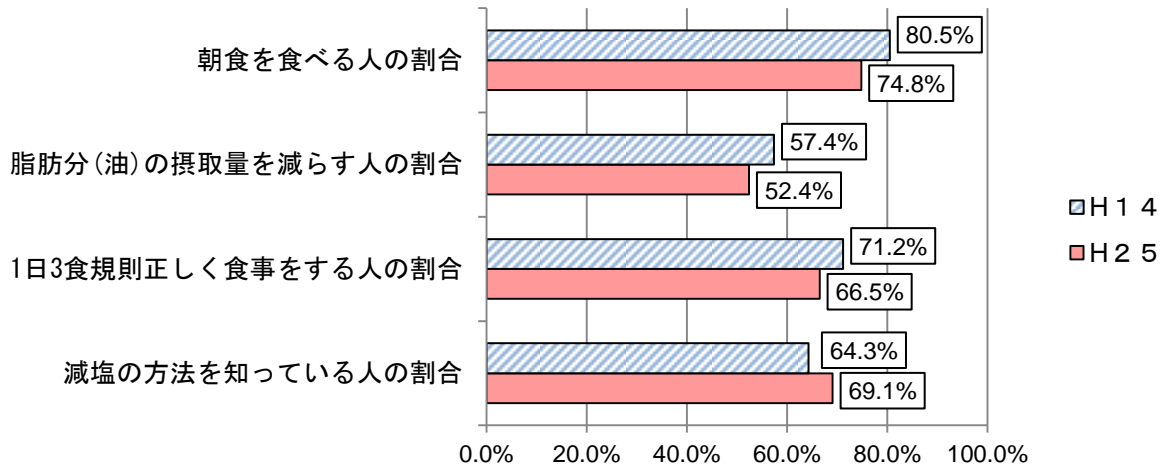
表2 食生活に関するアンケート調査結果

	思う	思わない
食生活の改善に取り組みたいと思いますか	55.7%	43.6%
野菜を1日350g以上摂れていると思いますか	14.5%	85.5%

※野菜の必要量(1日350g以上)は日本人の食事摂取基準2015(厚生労働省)に定められた量

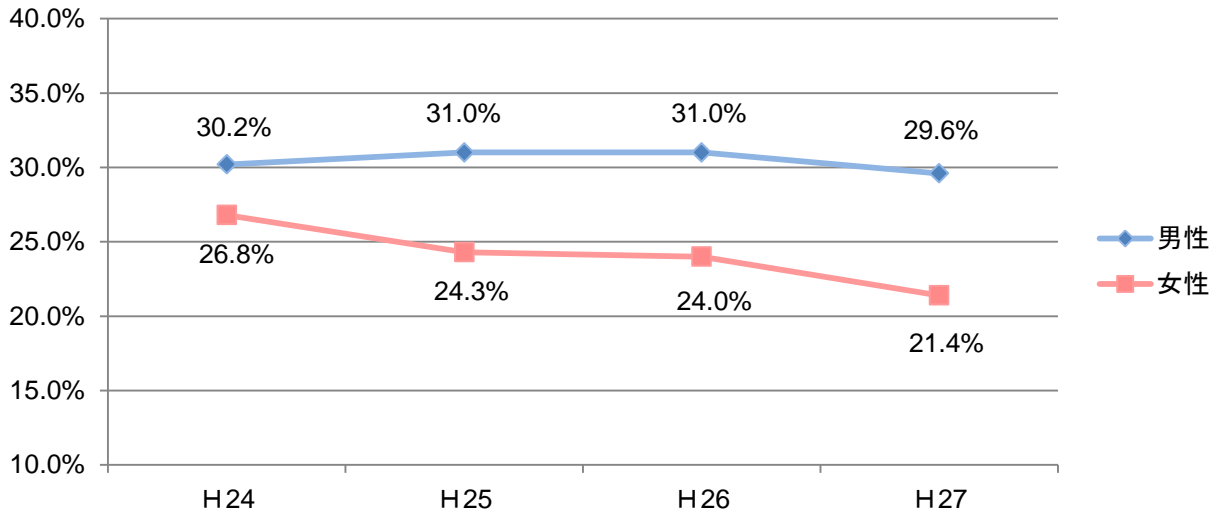
※健康みさわ21アンケート調査結果より

図 1 4 食生活の状況



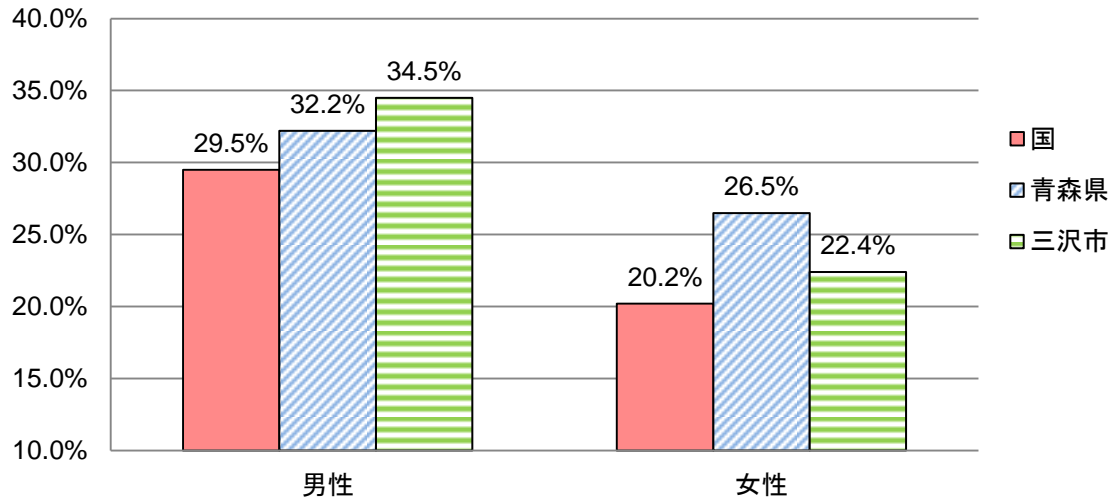
※健康みさわ21アンケート調査結果より

図 1 5 成人の肥満者の割合の推移 (40歳以上)



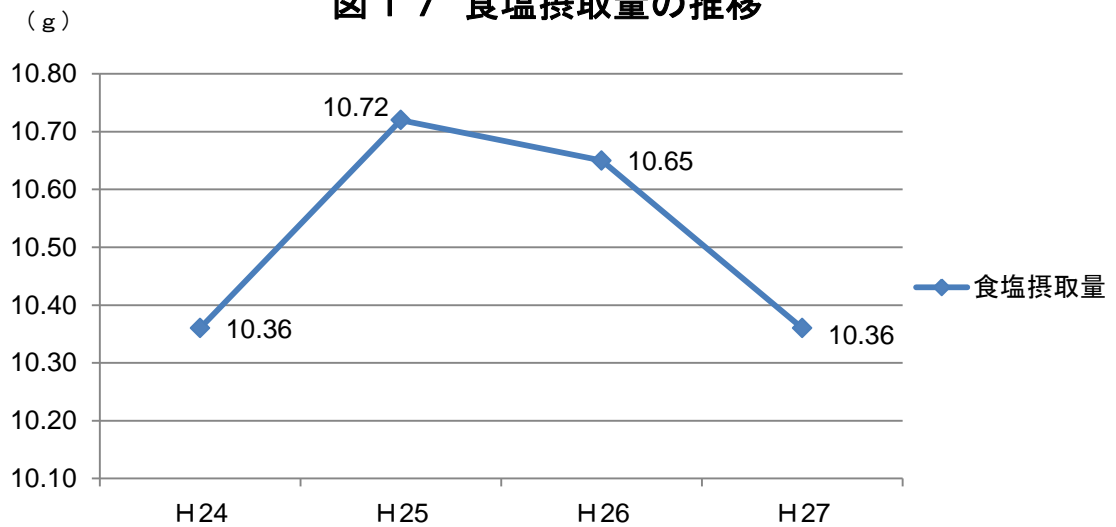
※三沢市特定健診結果より

図 1 6 肥満者の割合《国・県との比較》
(平成 2 6 年度)



※三沢市国保データヘルス計画より
※対象は 40～74 歳の国民健康保険加入者

図 1 7 食塩摂取量の推移



※三沢市特定健診結果より
※数値は尿中塩分濃度からの推計値

表 3 1 日 1 回は家族などで団らんしながら食事をしている割合
(平成 2 5 年度)

1 日 1 回は家族などで 団らんしながら食事を しているか	している	していない
	6 1 . 9 %	3 6 . 4 %

※健康みさわ 2 1 アンケート調査結果より

3 これまでの市や関係団体等の取り組み

(1) 行政における取り組み

実施主体	事業名	内容・目的
健康推進課	乳児健康相談、乳幼児健診時の栄養指導・相談	離乳食や野菜スープの試飲・集団栄養指導・個別栄養相談を通して乳幼児のすこやかな成長の一助としている。
	健診事後指導	市民がん検診・特定健診で所見のあった方に対し、食事や運動習慣を改善できるよう支援している。
	地区栄養教室	町内会単位で集い、その年毎のテーマに沿った内容で調理実習・試食・講話を行い、食事の望ましい摂り方を伝えている。
介護福祉課	からだぴんぴん教室	歯や口の健康、低栄養予防等高齢期の健康課題を取りあげ、講話や実践指導で予防法の普及啓発を行っている。
	おらほの寺子屋・いきいき教室	介護予防の自主活動の一環として高齢期の健康課題に合った料理教室等を団体ごとに計画し実施している。
	いきいきデイセンター	利用者に入浴や食事サービスを行っている。昼食前に口腔体操を実施している。
家庭福祉課	地産地消でわんぱく家族米支給事業	子どもを多く持つ子育て世帯等へ地元産米を支給することで、家計を支援するとともに地元産米の消費拡大を図る。
広報広聴課	まち・キラキラセミナー (料理セミナー)	女性の立場から市の地域活性化に関わり地域の特性の再発見や共有を目的とした事業の一環で、地元の食材の活用法を知る機会として開催した。
観光物産課	直売所等の設置	三沢産の農水畜産物を直接販売するための直売所、それら特産物を活用した加工品の開発研究のための農産物加工施設を設置することにより、地域の農水畜産物の利用の促進を図っている。
	特産品開発促進事業	三沢産の農水畜産物を活用した付加価値の高い商品開発や販路拡大の積極的かつ意欲的な取り組みの経費の一部について補助を行うことにより、農水畜産業及び関連産業の活性化を図っている。

実施主体	事業名	内容・目的
産業政策課	三沢の食で元気子育て応援事業	子育て世帯に三沢産の農水畜産物を提供することで地元食材の理解、地域製品の消費喚起、乳幼児からの食育、家族間及び地域間の交流機会の創出等を図る機会として実施した。
	まんぷく祭り	市内及び近隣の飲食店に、三沢産の農水畜産物を使ったメニューを創作、販売していただき、市民に地元の食材に親しむ機会を提供している。
水産振興課	みさわ港まつり	花火大会や船こぎ大会等のイベントを併設し、周辺市町村からも集まる大勢の見物客に地元特産の魚介類などをPRする機会となっている。
生涯学習課	親子力UP推進事業	市内児童と保護者を対象に親子で地元の食材を使った料理を学べる教室を開催している。

(2) 地域・ボランティアと連携した取り組み

実施主体	事業名	内容・目的
食生活 改善推進委員会	三つ子の味覚百まで事業	1歳6か月児健診時に、時期に合ったおやつとの与え方の普及啓発を目的として、おやつを提供している。
	児童館食育教室	児童館において昼食やおやつを提供を行い、食の大切さ等を伝える機会としている。
	おやこの料理教室	親子一緒に料理をすることで子どもは五感を使って食に触れることができ、偏食の軽減等へのきっかけとして実施している。
	骨粗鬆症予防教室	市の骨粗鬆症検診受診者を対象に、十分なカルシウム摂取のための乳製品を使ったレシピと運動方法等を紹介している。
	家庭訪問による塩分調査	食生活改善推進員が近隣住宅を訪問して家庭の味噌汁の塩分量を計測し、適切な塩分摂取の啓発を行っている。
	広報みさわへの食育記事連載	市の特産品を使ったレシピの紹介やテーマに沿った健康コラムなどを掲載している。



児童館食育教室〈食生活改善推進委員会〉



みさわ港まつり〈水産振興課〉

(3) 学校や保育施設等での取り組み

実施主体	事業名	内容・目的
市内保育施設	給食・食育指導の推進	「食」を楽しみ、作り・分け与える経験と箸の持ち方等の食事のマナーアップ、野菜の栽培・調理体験を通じた命をいただいていることの実感、さらに地元で採れる野菜等を使った給食メニューや手作りおやつを取り入れた地産地消などを推進している。
市内幼稚園	給食・食育指導の推進	健康な心と体を育て、幼児が進んで食べようとするためには、どのような環境や教師の関わりが必要となるかを教師間で共通理解を図りながら、幼児の年齢に合わせた食に興味の持てる行事を計画実践している。
学校教育課	小中学校計画訪問	学校訪問において、児童生徒の肥満出現率等の結果をもとに食育の推進を図っている。
学校給食センター	食育出前授業	さらなる食育の推進を図るため、市内全小中学校に栄養士が出向き、食に関する様々なテーマで授業を行っている。
	学校給食時間における学校訪問	成長期にある児童生徒がバランスのとれた食事をする事の大切さを理解できるようにすることを目的とし、市内小学校5年生、中学校1年生を対象として、給食実施時間に訪問を行い、会食を通じ指導を行っている。
	バイキング給食	自分に適した食事を自分で選択し、望ましい食生活を営む自己管理能力を身につけることを目的とし、地元の食材を取り入れたバイキング給食を行っている。
	給食試食会	学校給食の理解を深めることを目的とし、保護者を対象として給食の試食会を行っている。
三沢高校	食に関する保健指導・保健管理	朝食の大切さや生活習慣病予防をテーマにした保健便りや、朝食の栄養バランス、脳に良い弁当をテーマにした掲示板で啓発を図っている。
	定時制食育教室	思春期に必要な栄養についての知識や簡単にできる調理方法を学び、日常に活かすことにより健康的な生活を送れるよう支援している。

実施主体	事業名	内容・目的
三沢商業高校	課題研究	農協、漁協、商工会など7つに分かれた部会で、それぞれのテーマで地域の専門家から企画・商品開発・販売などを学び、地域活性化を直に体験。三沢産の農水畜産物を活用した商品開発や消費拡大等を目的に研究をすすめ、地域活性化および地産地消の推進に取り組んでいる。



バイキング給食〈学校給食センター〉

(4) その他団体における取り組み

実施主体	事業名	内容・目的
三沢市公会堂	市民大学（公民館自主事業）	年1～4回程度のスケジュールの中で、食に関するテーマを取り上げ市民へ伝達している。
	公民館料理教室	地場産物の昼イカ「赤とんぼ」やほっき貝のさばき方を学びながら、地域の食材への親しみや活用の機会を増やすきっかけとしている。
自治振興公社	シニア健康講座（栄養講座）	壮年～高齢期の食事の摂り方についての講話に併せ、栄養士監修のお弁当やスープを提供し、実際の味付けや使用食材のバランスについて学ぶ機会となっている。
市立図書館	三沢市立図書館自主事業	短命県返上をテーマとし、長寿県との比較を交えながら健康的な食事についての講話を実施した。
Resonance	イクメン・カジダン育成事業（料理教室）	男性の生活的自立能力の向上や育児参加の機運醸成を図ることを目的とし、料理教室を開催した。
三沢市漁業協同組合	ブランド化の推進	市の主力魚種であるイカ・ヒラメ・ほっき貝のブランド化及び知名度向上のための取り組みを進めている。
	みさわほっきまつり	地元産のほっき貝の販売・無料試食の他、ほっき貝を使った料理や海の幸・山の幸などを販売しPRしている。

実施主体	事業名	内容・目的
三沢バーベキュー協会	BBQフェスティバル	子供からお年寄りまで楽しめるイベントを通して、地元食文化の普及やコミュニティの醸成を図ることを目的として開催した。
	BBQ食育講座・料理教室	豊富で良質な地元産の農水畜産物の情報発信と、BBQを通じて子ども達への地元の食文化の伝承、地域経済の活性化を目的として実施した。
あ根っこクラブ	地産地食推進事業	市民団体が提案した事業に対して補助金を交付する「市民提案事業」のひとつとして、みさわ七夕まつりに併設して産直市場や野菜を使ったおやつのカッキング講座を行い地元農産物のPRを図った。
NPO 法人まちづくりコンソーシアム三沢	みさわ地産地消フェア	三沢特産の農水畜産物やそれらを使用した料理、加工品を多くの人にPRするため毎年開催している。
(一社)三沢市観光協会	ファームフェスタ	野菜や牛肉の特売コーナーや参加型のイベント、歌謡ショー等を交えて農業を身近に感じられる機会となっている。



ファームフェスタ 〈(一社)三沢市観光協会〉



地域ブランド 屋イカ「赤とんぼ」
〈三沢市漁業協同組合〉

(5) 食の安心・安全分野での取り組み

実施主体	事業名	内容・目的
市漁協・市魚市場仲買人等	三沢市魚市場高度衛生管理推進事業	市場から消費者へ届くまでの食の安全確保のため、高度な衛生管理体制や品質管理体制の整備を行っている。

第3章 第1次計画の成果と課題

1 第1次計画の成果

三沢市では食育推進の成果を客観的に把握するため、第1次計画に6項目の目標値を設定しています。これらの達成状況と今後の課題は次のとおりです。

達成度の判定	☆	「目標値」を達成した場合
	◎	「現状値」が「第1次の現状値」（以下策定時）と目標値の範囲の5割を超えた場合 $\frac{\text{現状値}-\text{策定時}}{\text{目標値}-\text{策定時}} > 0.5 \quad \text{または} \quad \frac{\text{策定時}-\text{現状値}}{\text{策定時}-\text{目標値}} > 0.5$
	○	「◎」に達しないが数値の改善がみられた場合
	△	数値が悪化した場合

(1) 規則的な間食の摂り方の定着

乳幼児期からの正しい食習慣の定着が求められる中、時間を決めて間食を与える保護者の割合は増加しています。今後も健診時の集団指導等で知識や情報の普及啓発を継続していく必要があります。

	策定時	H27現状値	目標値	達成度
1歳6か月児	80.4%	84.2%	90%	○(0.4)
3歳児	85.4%	88.2%	90%	◎(0.6)

(2) 朝食の欠食率の減少

朝食の欠食率は小学6年生、中学3年生では数値に改善が見られたものの、小学3年生での値は悪化しています。引き続き、給食を媒体とした食育講話や教育機関と家庭の連携した対応が望まれます。

	策定時	H28現状値	目標値	達成度
小学3年生	0.5%	1.0%	0%	△(-1.0)
小学6年生	0.7%	0.3%	0%	◎(0.6)
中学3年生	3.1%	1.9%	0%	○(0.4)

(3) 孤食の減少

核家族化やライフスタイルの多様化に伴い孤食の増加も避けられない傾向にあり、調査した全学年で朝食時の孤食の割合が増加しています。食育の基本は家庭の食卓にあることから、1日のうち1回は家族の誰かと食事を共にするよう普及啓発を継続していく必要があります。

	策定時	H28現状値	目標値	達成度
小学3年生	13.1%	21.1%	10%以内	△(-2.6)
小学6年生	20.5%	25.8%	15%以内	△(-1.0)
中学3年生	31.7%	40.7%	20%以内	△(-0.8)

(4) バランスのとれた朝食（主食・主菜・副菜又は汁物）の摂取率の増加

小学3年生では数値の改善が見られたものの、小学6年生、中学3年生では悪化しています。児童生徒は給食を通してバランスのよい食事の摂り方を継続して学ぶとともに、保護者への情報提供や意識づけなどもより強化していく必要があります。

	策定時	H28現状値	目標値	達成度
小学3年生	39.1%	44.0%	50%	○(0.4)
小学6年生	49.1%	39.2%	60%	△(-0.9)
中学3年生	46.2%	34.0%	60%	△(-0.9)

(5) 肥満者の減少

男女ともに肥満者の割合は減少しているものの、全国平均を上回っている状況は変わらないため、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした特定保健指導の実施率の向上も併せて推進していく必要があります。

	策定時	H27現状値	目標値	達成度
男性40歳～	31.9%	29.6%	20%	○(0.2)
女性40歳～	27.1%	21.4%	20%	◎(0.8)

(6) 夜食・間食を摂る人の減少

肥満者の割合の減少とともに、不規則な食習慣の改善もみられますが、目標値には届いていません。ヘルスリテラシー（健康教養）の定着は進んでいるものの、実際の行動に結びつけることが難しい現状があります。変化するライフスタイルに適応した支援の方法を考えていく必要があります。

	策定時	H27現状値	目標値	達成度
男女40歳～	16.0%	14.4%	10%	○(0.3)

2 今後の課題

ライフスタイルや生活の価値観が多様化し、忙しい毎日の中で即席食品や中食（外食や調理済みの食品を持ち帰って食べること）の利用が増加しています。家庭で旬の食材に直接触れる機会が減少し、家族で団らんしながら食事をする機会が1日のうち1度もない家庭も36.4%みられ、「食」に接する様々な機会が失われています。また、食品の廃棄や残さ（食品ロス）の増加も問題となっています。（青森県の1人1日当たりのごみの排出量（H26年度）は全国で3番目に多く、三沢市は県内7番目の多さです。）

アンケート調査の結果、食育に興味を持っている市民は61.1%、自身の食生活を改善したい市民は55.7%に上るにも関わらず、実践につなげる方法を知らない市民も多く、食の乱れが一因となる生活習慣病の罹患率も上昇していることから、今後ますますの食育推進、健康増進のための事業の展開が求められます。

また、社会全体で食料自給率の低下、食品の輸入の増加も進む中で、農水畜産業の担い手の育成、地産地消や地元食材のブランド化推進をはじめとする食産業の活性化も今後の課題です。

第4章 基本理念と目標

食を通じて健康寿命を伸ばし、未来を担う子どもたちが自然の恵みや食への感謝の心と理解を深めるために、地域社会の中で家族の絆をより一層強める取り組みを引き続き行います。

【基本理念】

健全な食生活を通じて、豊かな人間性を育む地域づくり

【基本目標】

食と健康づくり

家族との食事を通し、食に関する知識と食を選ぶ力を養い、市民一人ひとりが健全な生活習慣や食生活の実践に取り組むことを目指します。

【重点目標】

1. 家族との食事を大切にし、規則正しい食習慣を身につける。
2. バランスのよい食事の摂り方を知り、実践する。

食と地域づくり

食育の中心は家庭であることを基本として、家庭・学校・保育施設等・地域が連携・協働し、食を通じて人づくりや活力ある地域づくりを目指します。

【重点目標】

3. 家庭や関係機関・団体が連携・協働し、地域全体で食育を推進する。

食と地産地消

豊かな自然と調和した地元農水畜産業の特色を活かし、家庭や学校、地域等における地産地消の推進、伝統的な食文化の継承など、食への理解と環境にやさしい食生活に取り組むことを目指します。

【重点目標】

4. 家庭や地域で地元の食材に触れる機会を増やす。

第5章 施策の推進

食育の推進にあたっては、先に掲げた基本目標を実現していくための重点目標を設定し、ライフステージごとに必要なアプローチを、関係機関・団体が継続的に展開していくことが重要です。

市においても、より効率的・効果的な推進体制構築のため国や県との連携のもとその推進に努めます。

1 重点目標

食と健康づくり

重点目標1 ●家族との食事を大切にし、規則正しい食習慣を身につける。

重点目標2 ●バランスの良い食事の摂り方を知り、実践する。

食と地域づくり

重点目標3 ●家庭や関係機関・団体が連携・協働し、地域全体で食育を推進する。

食と地産地消

重点目標4 ●家庭や地域で地元の食材に触れる機会を増やす。

2 食育推進（地産地消推進）の目標値

【規則的な間食の摂り方の定着】

	時間を決めて間食を 与えている（H27）	H33目標値
1歳6か月児	84.2%	90%
3歳児	88.2%	90%

【朝食の摂取率の増加】

	朝食を毎日食べる（H28）	H33目標値
小学3年生	87.3%	増加
小学6年生	86.3%	増加
中学3年生	80.1%	増加

【肥満傾向児の減少】

	肥満傾向にある児の割合 （H28）	H33目標値
小学5年生	13.4%	減少

【肥満者の減少】

	肥満者の割合（H27）	H33目標値
男性40歳～	29.6%	20%
女性40歳～	21.4%	20%

【夜食・間食を摂る人の減少】

	夜食・（夕食後の）間食を 摂っている割合（H27）	H33目標値
男女40歳～	14.4%	10%

【学校給食食材の地産地消率の向上】

	H27	H33目標値
地元産食材/ 総給食食材	11.2%	11.5%

3 重点目標別の各ライフステージにおける取り組み

重点目標1【家族との食事を大切にし、規則正しい食習慣を身につける】

ライフステージ	市民の取り組み	市や関係団体の取り組み
妊娠期	胎児の成長や体の変化に伴い必要となる栄養素を過不足なく摂るとともに、出産後の育児における規則正しい食習慣の基盤をつくります。	○妊婦連絡票、母子手帳交付時、妊婦相談(訪問)時に対応が必要な妊婦のスクリーニングを行い、保健師、看護師、栄養士が助言等を行い支援します。
乳幼児期	授乳や離乳食のリズムを整え、家族揃っての和やかな食事を意識します。	○乳幼児健診時の集団指導や個別相談で知識の普及や不安の解消につなげます。
学童期・思春期	家庭では朝食を摂る習慣やよく噛む習慣を定着させ、食生活における自己管理能力を体得します。また、家族が1日に1度は一緒に楽しく食事をする機会をつくります。	○学校給食や出前授業を通して味覚を育て、望ましい食習慣を習得させます。 ○極端なやせ・肥満防止について正しい知識を定着させ、早期からの疾病予防につなげます。
成人期	3食規則正しく摂りながら適正体重を保ちます。また、家族や友人と一緒に食べることを楽しみます。	○栄養講話や調理実習など、様々な機会を通じて食生活に関する情報を提供します。
老年期	個々の身体状況に合わせた栄養摂取を行い、低栄養やロコモティブシンドローム、サルコペニア肥満などを予防します。また口腔ケアにも取り組みます。	○健康寿命の延伸を目的とした健康増進事業や介護予防事業を通して、高齢期特有の疾病の予防に努めます。

重点目標2【バランスのよい食事の摂り方を知り、実践する】

ライフステージ	市民の取り組み	市や関係団体の取り組み
妊娠期	両親学級や妊婦健診を通して知識を得て、生活に活かします。	○両親学級・母親学級において妊娠・授乳期に必要な栄養素や食事の摂り方について助言します。
乳幼児期	保護者は市の乳幼児健診を受診して必要な情報を得るとともに、家庭での食事と保育施設等での食事を通し、様々な味を体験して味覚の幅を広げます。	○乳幼児健診時に保健指導・栄養指導を行います。 ○食生活改善推進員は望ましい食事や間食の摂り方を伝える事業を継続します。

ライフ ステージ	市民の取り組み	市や関係団体の取り組み
学童期・ 思春期	食生活における自己管理能力を体得します。	○給食センターの出前事業や食生活改善推進委員会の児童館事業を通して食が健康につながる事を伝えていきます。 ○各学校において食に関する課題を明確にし、家庭と共有・連携しながら改善を図るための取り組みを実施します。
成人期	健診(検診)を定期的に受け、必要な情報を得て主体的に実践します。	○生活習慣の改善が必要な方には事後指導の中で、望ましい食生活について指導していきます。また、各教室や健康関連イベントを通して広く普及啓発を図ります。
老年期	積極的に集いや教室に参加し、健康情報を得て主体的に実践します。	○地域包括支援センター等関係団体は各所で栄養指導を行います。 ○市や各団体のイベントで情報の発信を行っていきます。

重点目標 3【家庭や関係機関・団体が連携・協働し、地域全体で食育を推進する】

	市民の取り組み	市や関係団体の取り組み
すべての ライフ ステージ	野菜の栽培や収穫体験、食に関するイベントに積極的に参加し、家庭においても食についての話題に触れる機会を多く持ちます。 食への感謝の気持ちを大切にし、生ごみを少なくする調理方法の実践、食材の使い切りや料理の食べ切りを心がけ、食品ロスを減らします。	○地域の食材をPRするイベントや事業を推進します。 ○保育施設等では野菜の栽培・収穫体験等を通して食への関心を高めます。 ○地元産の食材のブランド化を推進します。 ○市は食生活改善推進委員会を始めとする食育関連ボランティアへの活動支援を行います。 ○食品ロス削減に向けた普及啓発を拡充し、関係者の実践を促進します。

重点目標 4【家庭や地域で地元の食材に触れる機会を増やす】

	市民の取り組み	市や関係団体の取り組み
すべての ライフ ステージ	地元産の食材を知り、購入の際にも「産地」を選ぶ基準のひとつとするよう心がけます。旬の食材を使って家庭で薄味を意識しながら調理をします。	○学校給食等では地元産の食材を積極的に使用します。 ○生産者と消費者の交流が図れる場を提供し地元の食材への関心を高めます。 ○教育ファームや農業体験プログラムを推進します。

第6章 計画の推進体制

食育の推進にあたっては、市民（家庭・地域）を中心として、各分野が主体性を持ってそれぞれの役割を果たしながら連携・協働して進めていくことが求められます。

1 市民（家庭・地域）

食育を一人ひとりのものと捉え、家族との食事を大切にするとともに、健全な食習慣の確立を目指します。また、家庭では生ごみや食品ロスを減らすための調理方法や食べきりを実践します。

2 学校・保育施設等

子どもの望ましい食習慣の形成に向けて食育指導体制の整備に努めるとともに、家庭や地域と連携を図りながら積極的に食育に取り組みます。
給食等における地元産の食材の利用拡大を目指します。

3 食に関する団体・ボランティア

情報交換を密に行い、地域の実情、ニーズに合ったイベントや研修会、出前講座等を相互に連携・協働しながら進めます。

4 農水畜産業関係業者等

農業体験やイベント等、自然の恩恵、作り手への感謝の心、食べ物が手元に渡るまでの過程などへの理解が深まる機会を市民へ積極的に提供します。

5 食品関連事業者等

地元産の食材のブランド化や地産地消の推進、食に関する様々な体験活動や情報提供を行います。食品の安全性の確保や栄養成分表示、食品ロスの減少に積極的に取り組みます。

6 国

「第3次食育推進基本計画」に基づき、地方公共団体や関係機関・団体等と連携を図りながら、食育を国民運動として推進するための施策を総合的かつ計画的に推進します。

7 県

県民一人ひとりが食育を実践するため、関係機関・団体等と連携を図りながら、社会全体で食育の推進に取り組む機運を醸成します。

8 三沢市

当計画に基づき、関係機関・団体等と連携を図りながら、市の特性を活かした食育を進めます。

用語解説 (五十音順)

●栄養成分表示

食品に含まれている栄養成分を、100g、100ml、1食分、1袋分など、一定の単位当たりでどのくらい摂取可能か知ることができる表示のこと。平成27年4月1日から施行された食品表示法では原則としてすべての消費者向けの加工食品及び添加物に表示が義務化されている。(経過措置期間：平成32年3月31日まで)

●教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることなどを目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取り組みのこと。なお、「一連の農作業等の体験」とは、農林漁業者から指導を受けて、同じ人が同じ作業について2つ以上の作業を2日間以上行うこと。

●孤食

家族と暮らしていながら、親や子どもが違う時間に一人で食えること。また、一人暮らしの人が一人で食べる食事のこと。個人の栄養・健康面や心身面にも影響を与えている。

●サルコペニア肥満

加齢とともに筋肉の量が減少し機能が低下する「サルコペニア」と肥満(体脂肪の増加)が重なって起こっている状態。加齢による筋肉の減少に加え、運動不足の生活が続くとサルコペニアが進行しやすくなり、活動量が減ることで脂肪が溜まって「サルコペニア肥満」が進行するという悪循環がみられる。

●食生活改善推進員

市町村が実施する食生活改善推進員養成講座を修了し、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域住民の健康づくりを食生活の分野から推進するボランティアのこと。

●食生活改善推進員会

食生活改善推進員で構成されるボランティア団体で、全国では昭和30年頃以降から活動が展開されている。三沢市では平成元年以降30年近く精力的に活動を続けている。

●肥満(児童生徒)

性別・年齢別・身長別に出した標準体重から求めた肥満度が20%以上のもの。

肥満度 = [実測体重(kg) - 身長別標準体重(kg)] / 身長別標準体重(kg) × 100 (%)

●食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと。日本では年間約632万トンもの食品ロスが出ており、日本人1人当たり換算すると毎日茶碗約1杯分（約136g）のご飯の量を捨てていることとなる。

●生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣と深く関与して発症する疾患の総称。日本人の三大生活習慣病である「悪性新生物（がん）」、「心疾患」、「脳血管疾患」及び心疾患や脳血管疾患の危険因子となる「動脈硬化症」、「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」などは、いずれも生活習慣病である。

●地産地消

「地域生産－地域消費」の略語で、地元で生産された物を地元で消費しようとする取り組みのこと。生産者の顔が見え、話ができる状況で地域の農産物・食品を購入する機会を提供し、地域の農漁業と関係産業の活性化を図る。

●特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、医師や保健師、管理栄養士等が対象者一人一人の身体状況に合わせた生活習慣の見直しをサポートする制度。特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。（よりリスクが高い方が積極的支援）

●BMI

Body Mass Index（肥満指数）の略称で、体重（Kg）÷身長（m）÷身長（m）で算出される。日本肥満学会が決めた判定基準では、統計的にもっとも病気にかかりにくいBMI22を「標準」とし、18.5未満を「やせ」、25以上を「肥満」としている。

●メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積による肥満（内臓脂肪型肥満）に加え、「高血糖」「高血圧」「脂質異常」のうち2つ以上を併せ持っている状態のこと。心疾患、脳血管疾患などの発症リスクが高くなると言われている。

●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

●ロコモティブシンドローム

加齢に伴う筋力の低下や関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて、要介護になるリスクが高い状態。

参考資料

食生活指針は、平成12年3月に、文部省、厚生省（当時）及び農林水産省が連携して策定されました。

策定から16年が経過し、その間に「食育基本法」の制定、「健康日本21（第二次）」の開始、「食育基本法」に基づく「第3次食育推進基本計画」などが作成されました。

食生活に関するこれらの幅広い分野での動きを踏まえて、平成28年6月に食生活指針が改定されました。食料生産・流通から食卓、健康まで食生活全体を広く視野に入れて作成されており、それぞれの項目は生活の質（QOL）の向上を重視し、バランスのとれた食事内容を中心に、食料の安定供給や食文化、そして環境にまで配慮したものとなっています。

食生活指針（平成28年6月一部改正）文部科学省・厚生労働省・農林水産省決定

○食事を楽しみましょう。

- ・毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。
- ・おいしい食事を、味わいながらゆっくりよく噛んで食べましょう。
- ・家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。

○1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。

- ・朝食で、いきいきした1日を始めましょう。
- ・夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。
- ・飲酒はほどほどにしましょう。



○適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。

- ・普段から体重を量り、食事量に気をつけましょう。
- ・普段から意識して身体を動かすようにしましょう。
- ・無理な減量はやめましょう。
- ・特に若年女性のやせ、高齢者の低栄養にも気をつけましょう。

○主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

- ・多様な食品を組み合わせましょう。
- ・調理方法が偏らないようにしましょう。
- ・手作りとお外食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。

○ごはんなどの穀類をしっかりと。

- ・穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。
- ・日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。

○野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。

- ・たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。
- ・牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。

○食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。

- ・食塩の多い食品や料理を控えめにしましょう。食塩摂取量の目標値は、男性で1日8g未満、女性で7g未満とされています。
- ・動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。
- ・栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。

○日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。

- ・「和食」をはじめとした日本の食文化を大切にして、日々の食生活に活かしましょう。
- ・地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。
- ・食材に関する知識や調理技術を身につけましょう。
- ・地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法を伝えていきましょう。

○食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。

- ・まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスを減らしましょう。
- ・調理や保存を上手にして、食べ残しのない適量を心がけましょう。
- ・賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。



○「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。

- ・子供のころから、食生活を大切にしましょう。
- ・家庭や学校、地域で、食品の安全性を含めた「食」に関する知識や理解を深め、望ましい習慣を身につけましょう。
- ・家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみましょう。
- ・自分たちの健康目標をつくり、よりよい食生活を目指しましょう。

食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六條 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七條 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八條 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九條 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十條 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び

地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(平成二十二年十二月三日法律第六十七号)

最終改正：平成二七年九月四日法律第六三号

前文

第一章 総則(第一条)

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(省略)

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則(第二十五条—第三十九条)

第二節 基本方針等(第四十条・第四十一条)

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策(第四十二条—第五十条)

附則

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(省略)

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則

(定義)

第二十五条 この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。)をその生産された地域内において消費すること(消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。)及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

第二十六条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)

第二十七条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

第二十八条 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

(食育との一体的な推進)

第二十九条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

(都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進)

第三十条 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

(食料自給率の向上への寄与)

第三十一条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

(環境への負荷の低減への寄与)

第三十二条 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

第三十三条 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(国の責務)

第三十四条 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念(以下この章において「基本理念」という。)のっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者等の努力)

第三十六条 農林水産物の生産者及びその組織する団体(以下この章において「生産者等」という。)は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

第三十七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の努力)

第三十八条 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第三十九条 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。

3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

第二節 基本方針等

(基本方針)

第四十条 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針(以下この章において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
- 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
- 三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
- 四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県及び市町村の促進計画)

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画(次項及び次条第二項において「促進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

(地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備)

第四十二条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所(農林水産物及びその加工品(以下この章において「農林水産物等」という。)をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。)その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

第四十三条 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業(食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。)等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者(以下この章において「食品関連事業者」という。)その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

第四十五条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

第四十六条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動(学校等において行われる実習を含む。)の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第四十七条 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第四十八条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第四十九条 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携等)

第五十条 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 目次の改正規定（「第二節 中核市に関する特例 第三節 特例市に関する特例」を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。）、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日

附 則（平成二七年六月二六日法律第五〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月四日法律第六三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第百九条並びに第百十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

(罰則に関する経過措置)

第百十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

「第2次三沢市食育推進計画」

平成29年3月発行

編集・発行 三沢市 市民生活部 健康推進課

〒033-0001

三沢市中央町1丁目3番10号

TEL 0176-57-0707

FAX 0176-52-7021